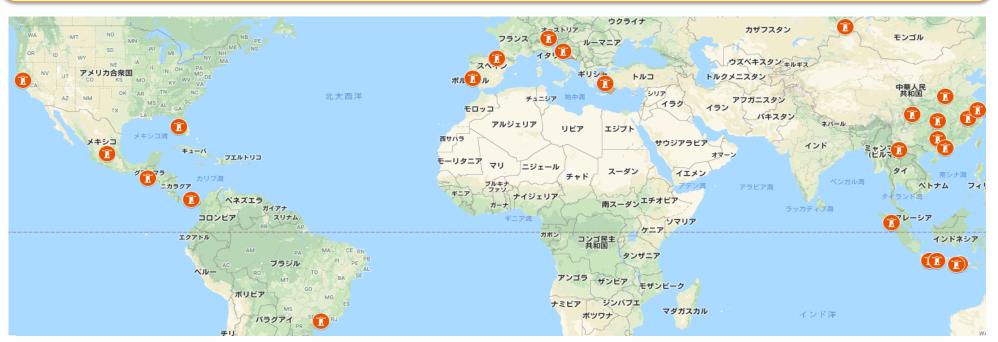
持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク

INSTO: International Network of Sustainable Tourism Observatories 概要

国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所

持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク(INSTO)について

- ▶ 持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク(The UNWTO International Network of Sustainable Tourism Observatories; INSTO)は、観光地単位で、指標に基づく観光地づくりの 活動を行うネットワーク
- ▶ 加入地域は2020年11月末現在、31か所。日本では加入地域はない。 中国(9)、インドネシア(5)、アメリカ(1)、ブラジル(1)、クロアチア(1)、ギリシャ(1)、メキシコ(1)、 ニュージーランド(1)、ポルトガル(3)、イタリア(1)、パナマ(1)、スペイン(2)、グアテマラ(1)、 アルゼンチン(1)、オーストラリア(1)、カナダ(1)



持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク(INSTO)について

- ▶ INSTOの目的は、「計測できないものは、改善できない」という思想で、エビデンス・ベースの 政策形成を実現すること
- ▶ 地域の目指す方向性に向けていかに観光を発展させるかについて、地域の関係者一丸となって取り組みことを重視
- ▶ 地域の関係者による協議会(ワーキンググループ)組成がINSTO加入の必要条件

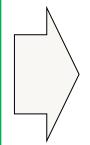
オブザーバトリーの構成と役割

地域のあるべき姿に向け、いかに観光を持続的に発展させるか、地域レベルで議論するプラットフォーム



【特徴】

- ◆ 地方自治体、DMO、大学・研究 機関が中心となることが一般的。
- ◆ 地理的規模は問わない。市町村 レベルから都道府県レベルまで 様々
- ◆ 継続性の観点から、行政の支援 を受け運営されているところが 多い。



エビデンス・ ベースの 政策形成

観光地域経営推進国際ネットワーク(INSTO)の活用

- ▶ 観光地でモニタリングすべき指標は、①「経済」、②「社会・文化」、③「環境」の3分野の11項目の基本的課題の領域について指標を設定することが求められる。
- ▶ 現在、コロナ禍を踏まえ、「衛生・保健」、「安全」、「国内観光」に関するモニタリング項目の追加が検討されているところ
- ▶ どの指標を設定するかは地域の裁量に任されており、国・地域が収集する統計データ、アンケート調査等何でもOK。地域独自のモニタリング分野を設定することも可。

UNWTOがINSTO加入においてモニタリングを求める11項目の領域



エビデンスベースの観光地域経営を行うメリット

①自己分析を踏まえた政策立案

地域の強み、課題、成長機会を客観的・定量的に把握・モニタリング・検証すること により、より良い政策立案ができる

②関係者との合意形成・連携強化

関係者ワーキンググループの組成が加入の要件となっているため、地域の合意形成や地域 一体となった観光地づくりに取り組むことができる

③地域住民の理解促進

エビデンスを用いて住民に対して観光推進に関する現状や取組の成果、地域が得られるメリット(観光貢献度)について可視化して説明できる

④世界への発信(プロモーション、ブランディング)

UNWTOが定期的に主催する国際会議等において、取組を世界に発信することができる

INSTO申請におけるUNWTO駐日事務所からの支援について

- ➤ INSTO申請においても、ご支援させていただきます!
- ▶ 申請手続きとしては、下記①~④をUNWTOに提出。提出後3か月程度の審査期間が必要
- ▶ 加入後は⑤関係者ワークショップの開催、⑥進捗レポート(年1回)の提出が必要
- ➤ INSTO運営については<u>各地域の裁量</u>に任されている

【申請書類】

①アプリケーションフォーム (Application Form)	● 申請者の概要、モニタリングを行う 地理的範囲、関係者一覧等 ● 指定フォーマット有
②デスティネーション・プロフィール (Destination Profile)	● 観光産業がGDPに占める割合 ● 過去3年間の国際観光客、国内観光客数等 ● 指定フォーマット有
③事前研究レポート (Preliminary Report)	● 地域の現状分析、現状のモニタリング体制● 短期・中期・長期目標等● 英文(30-50頁程度が目安)
④観光庁からのサポートレター	フォーマット有

【申請後】

⑤関係者ワークショップの開催	年1回以上の関係者ワークショップの開催
⑥進捗レポート	毎年UNWTO宛てに進捗レポートを提出
(Annual Progress Report)	英文(20頁以内が望ましい)

【駐日事務所がご支援出来る内容】

- □ INSTO申請までのプロセスや取組上の課題の解説
- □ 各地域が作成した提出書類 (1)~③)の事前確認
- □ UNWTO本部、観光庁との 橋渡し
- □ UNWTO主催国際会議出席 └ に係る支援

 \leftarrow

- □ UNWTOの国際会議(INSTO Global Meeting等)において、取組を発表することができる
- □ 申請前であっても、同会議の申請を検討している地域向けのセッションに参加可能



ご不明な点があれば、お問い合わせください。 info@unwto-ap.org